

## 第2章 報告書記載事項解説編（令和7年度）

建築物環境報告書制度は令和7年度に開始した制度ですが、令和8年度の基準改正に伴い様式が変更となるため、必ず該当する年度の様式を使用してください。本手引においても、年度ごとに章を分けて解説を記載しているため、該当する年度の章を参照してください。

### 第2 報告書の構成について

建築物環境報告書の様式は、その1からその6までの6つのシートで構成されており、本章では、各シートの記載事項について解説します。建築物環境報告書の作成は、建築物環境報告書作成支援システムにより行う必要があります。同システムにおける報告書作成方法等については、「建築物環境報告書作成支援システム制度対象者向けマニュアル」をご覧ください。

### 第3 各シートの記載事項について

東京都環境局のHPにおいて、建築物環境報告書の関数入り様式を掲載しており、本項では関数入り様式への記載事項について解説しています。記載欄は入力が必要なもの他、入力が任意のものや自動入力があります。

- ・ **必須記入**（以下、青着色）：必ず記入（選択）してください。
- ・ **任意記入**（以下、黄着色）：必要に応じて任意で記入（選択）してください。
- ・ **自動入力**（以下、緑着色）：他シートの記入内容から自動入力されます。内容をご確認ください。

なお、【その4-1シート】、【その4-2シート】及び【その5シート】については、各入力シートの左上部にある「取込用 csv ファイル出力」のボタンを押下すると、建築物環境報告書作成支援システムへ取込可能な csv ファイルを出力でき、「関数入り様式」への記入内容を、同システムへ取り込むことができます。

#### 【その1シート】

本シートには、建物供給事業者に関する情報等を記載します。また、【その4-1シート】、【その4-2シート】及び【その5シート】の記入内容から自動入力される項目があります。自動入力された内容に誤りがないかご確認ください。

# 建築物環境報告書

## 1 建物供給事業者の氏名及び住所

建物供給事業者 ①	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）	
建物供給事業者 （代表申請者） ②	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）	
報告書の担当者 ③	氏名	
	連絡先	
報告対象年度における住宅 トップランナーの区分 ④	<input type="checkbox"/> 特定一戸建て住宅建築主 <input type="checkbox"/> 特定一戸建て住宅建設工事業者 <input type="checkbox"/> 特定共同住宅等建築主又は特定共同住宅等建設工事業者	
制度の対象区分 ⑤	<input checked="" type="radio"/> 特定供給事業者 <input type="radio"/> 知事が承認した特定供給事業者（任意参加者） <input type="radio"/> 特定供給事業者以外（任意提出者）	

## 2 都内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の棟数及び延べ面積の合計

報告対象年度 ⑥	棟数	0棟
	延べ面積の合計	0.00㎡

## 3 都内において新たに建設し、又は新築しようとする中小規模特定建築物の棟数及び延べ面積の合計

建築物環境報告書を提出する日の属する年度 ⑦	棟数	
	延べ面積の合計	

## 4 省エネルギー性能基準に対する適合状況

[適合する・適合しない]

## 5 誘導すべき省エネルギー性能基準に対する適合状況

[適合する・適合しない]

## 6 再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況

[適合する・適合しない・全ての建築物が基準適用対象外]

## 7 誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況

[適合する・適合しない・全ての建築物が基準適用対象外]

## 8 電気自動車充電設備整備基準に対する適合状況

[適合する・適合しない・全ての建築物が基準適用対象外]

## 9 誘導すべき電気自動車充電設備整備基準に対する適合状況

[適合する・適合しない・全ての建築物が基準適用対象外]

## 10 中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明の実施状況

[適合する・適合しない]



① 建物供給事業者の氏名及び住所 **《必須記入》**

- ・法人の場合は、『氏名』欄に法人名称及びその代表者の氏名を、『住所』欄に主たる事務所の所在地を記入してください。
- ・複数の建物供給事業者が連名で特定供給事業者の承認を受け、任意参加者として報告書を提出する場合は、その全ての建物供給事業者の氏名及び住所を記入してください。

② 建物供給事業者（代表申請者）の氏名及び住所 **《複数事業者の連名で任意参加する場合のみ》**

- ・複数の建物供給事業者が連名で特定供給事業者の承認を受け、任意参加者として報告書を提出する場合は、代表申請者の氏名及び住所を記入してください。
- ・複数の建物供給事業者の連名ではない場合、記入不要です。

③ 報告書の担当者 **《必須記入》**

- ・報告書の提出に関して、都からの修正や確認等の問い合わせ窓口となる方（原則、1名）について記入してください。
- ・『氏名』欄に所属部署名及び氏名を、『連絡先』欄に電話番号及び電子メールアドレスを記入してください。

④ 報告対象年度における住宅トップランナーの区分 **《必須記入》**

- ・報告対象年度において、国の住宅トップランナー制度の対象である場合、対象となる事業者の区分を全て選択してください。（複数選択可）

⑤ 制度の対象区分 **《必須記入》**

- ・報告対象年度における制度の対象の区分に○印を記入してください。（いずれかを選択）

	制度の対象区分	補足
a	特定供給事業者	都内年間供給面積が 20,000 m <sup>2</sup> 以上の建物供給事業者
b	知事が承認した特定供給事業者 (任意参加者)	都内年間供給面積が 5,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満であり、都の承認を受けた建物供給事業者
c	特定供給事業者以外（任意提出者）	上記 a,b 以外の建物供給事業者

⑥ 報告対象年度における棟数及び延べ面積の合計 **《自動入力》**

- ・報告対象年度において新築等する中小規模特定建築物の棟数及び延べ面積の合計が、【その4-1シート】及び【その4-2シート】の記入内容から自動入力されます。

⑦ 報告書を提出する日の属する年度における棟数及び延べ面積の合計 **《必須記入》**

- ・報告書を提出する年度（報告対象年度の翌年度）において新築等する中小規模特定建築物の棟数及び延べ面積の合計（見込み）を記入してください。

⑧ 各基準等に対する適合状況・実施状況 **《自動入力》**

- ・各事項の適合状況及び実施状況について、【その4-1シート】、【その4-2シート】及び【その5シート】の記入内容から、該当する項目に○印が自動入力されます。

各基準等	自動入力方法
4 省エネルギー性能基準に対する適合状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【その2シート】</li> <li>・『(1) 省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準に関する事項』の全ての区分</li> <li>・『(ア) 建築物の熱負荷の低減に関する事項』及び『(イ) 設備システムのエネルギー利用の低減に関する事項』</li> <li>・『基準に対する適合状況』 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「適合する」 : 全区分が「適合」の場合</li> <li>➤ 「適合しない」: 1区分でも「適合しない」場合</li> </ul> </li> </ul>
5 誘導すべき省エネルギー性能基準に対する適合状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【その2シート】</li> <li>・『(1) 省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準に関する事項』の全ての区分</li> <li>・『(ア) 建築物の熱負荷の低減に関する事項』及び『(イ) 設備システムのエネルギー利用の低減に関する事項』</li> <li>・『誘導すべき基準に対する適合状況』 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「適合する」 : 全区分が「適合」の場合</li> <li>➤ 「適合しない」: 1区分でも「適合しない」の場合</li> </ul> </li> </ul>
6 再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【その2シート】</li> <li>・『(2) 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準に関する事項』</li> <li>・『基準に対する適合状況』 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「適合する」 : 「適合」の場合</li> <li>➤ 「適合しない」: 「適合しない」の場合</li> <li>➤ 「全ての建築物が基準適用対象外」: 「-」の場合</li> </ul> </li> </ul>
7 誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【その2シート】</li> <li>・『(2) 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準に関する事項』</li> <li>・『誘導すべき基準に対する適合状況』 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「適合する」 : 「適合」の場合</li> <li>➤ 「適合しない」: 「適合しない」の場合</li> <li>➤ 「全ての建築物が基準適用対象外」: 「-」の場合</li> </ul> </li> </ul>
8 電気自動車充電設備整備基準に対する適合状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【その2シート】</li> <li>・『(3) 電気自動車充電設備整備基準及び誘導すべき同基準に関する事項』</li> <li>・『基準に対する適合状況』 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「適合する」 : 全区分で「適合しない」がなく、1区分でも「適合」の場合</li> <li>➤ 「適合しない」: 1区分でも「適合しない」の場合</li> <li>➤ 「全ての建築物が基準適用対象外」 : 全区分が「-」の場合</li> </ul> </li> </ul>

<p>9 誘導すべき電気自動車充電設備整備基準に対する適合状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【その2シート】</li> <li>・『(3) 電気自動車充電設備整備基準及び誘導すべき同基準に関する事項』</li> <li>・『誘導すべき基準に対する適合状況』 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「適合する」：全区分で「適合しない」がなく、1区分でも「適合」の場合</li> <li>➤ 「適合しない」：1区分でも「適合しない」の場合</li> <li>➤ 「全ての建築物が基準適用対象外」 ：全区分が「－」の場合</li> </ul> </li> </ul>
<p>10 中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【その4-1シート】及び【その4-2シート】</li> <li>・『オ 中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明の実施状況』 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「適合する」：全ての建築物で「実施済」、「実施予定」又は「対象外」の場合</li> <li>➤ 「適合しない」：1つでも「未実施」の場合</li> </ul> </li> </ul>

## 【その2シート】

本シートは、【その4-1シート】、【その4-2シート】及び【その5シート】の記入内容から自動入力されます。自動入力された内容に誤りがないかご確認ください。

### (1) 省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準に関する事項

#### ア 住宅用途

中小規模特定建築物の区分	(ア) 建築物の熱負荷の低減に関する事項			(イ) 設備システムのエネルギー利用の低減に関する事項			
	外皮平均熱貫流率 (UA値)	基準に対する適合状況	誘導すべき基準に対する適合状況	住宅用途BEI	基準に対する適合状況	住宅用途BEI (誘導基準)	誘導すべき基準に対する適合状況
分譲戸建住宅	—	—	—	—	—	—	—
注文戸建住宅	—	—	—	—	—	—	—
共同住宅	—	—	—	—	—	—	—
その他の住宅	—	—	—	—	—	—	—

①
②
③
④
⑤

#### ① 中小規模特定建築物の区分 ≪自動入力≫

- 住宅用途の省エネルギー性能基準は、住宅の区分別に基準を定めており、【その1シート】及び【その4-1シート】の該当する項目で選択した内容により、下表のとおり区分別に各事項が自動入力されます。

	【その1シート】 報告対象年度における住宅トップランナーの区分	【その4-1シート】 住宅の区分
分譲戸建住宅	特定一戸建て住宅建築主	戸建住宅 (分譲)
注文戸建住宅	特定一戸建て住宅建設工事業者	戸建住宅 (注文)
共同住宅	特定共同住宅等建築主 又は 特定共同住宅等建設工事業者	共同住宅 (分譲) 共同住宅 (賃貸)
その他の住宅	上記以外の組み合わせ	

#### (ア) 建築物の熱負荷の低減に関する事項

#### ② 外皮平均熱貫流率 (UA値) ≪自動入力≫

- 【その4-1シート】の記入内容から、当該区分の建築物の中で最も大きい (性能が低い) 値が自動入力されます。

#### ③ 基準に対する適合状況・誘導すべき基準に対する適合状況 ≪自動入力≫

- 【その4-1シート】の記入内容から、当該区分の基準への適合状況が自動入力されます。

	選択肢	条件
a	適合	当該区分の全ての建築物が基準に適合する場合
b	適合しない	当該区分で1棟でも基準に適合しない建築物がある場合
c	—	1棟も当該区分の建築物がない場合

#### (イ) 設備システムのエネルギー利用の低減に関する事項

#### ④ 住宅用途 BEI・住宅用途 BEI (誘導基準) ≪自動入力≫

- 区分ごとに、【その4-1シート】の記入内容から以下のとおり自動入力されます。

中小規模特定建築物の区分	【その4-1シート】の記入内容
分譲戸建住宅	当該区分における全体（平均）の BEI が自動入力されます。
注文戸建住宅	
共同住宅	
その他の住宅	当該区分の中で最も大きい（性能が低い）値が自動入力されます。

⑤ 基準に対する適合状況・誘導すべき基準に対する適合状況 <<自動入力>>

- ・【その4-1シート】の記入内容から、当該区分の基準への適合状況が自動入力されます。

中小規模特定建築物の区分	適合状況	条件
分譲戸建住宅 注文戸建住宅 共同住宅	適合	当該各区分における全体（平均）の BEI が基準に適合する場合
	適合しない	当該各区分における全体（平均）の BEI が基準に適合しない場合
	—	当該区分に該当しない場合
その他の住宅	適合	当該区分の全ての建築物が基準に適合する場合
	適合しない	1棟でも基準に適合しない建築物がある場合
	—	1棟も当該区分の建築物がない場合

イ 住宅以外の用途

中小規模特定建築物の区分	(ア) 建築物の熱負荷の低減に関する事項			(イ) 設備システムのエネルギー利用の低減に関する事項			
	BPI	基準に対する適合状況	誘導すべき基準に対する適合状況	非住宅用途BEI	基準に対する適合状況	非住宅用途BEI (誘導基準)	誘導すべき基準に対する適合状況
延べ面積300㎡以上の建築物	—	—	—	—	—	—	—
延べ面積300㎡未満の建築物	—	—	—	—	—	—	—

⑥
⑦
⑧
⑨
⑩

⑥ 中小規模特定建築物の区分 <<自動入力>>

- ・住宅以外の用途の省エネルギー性能基準は、規模（延べ面積 300 ㎡）別に基準を定めており、【その4-2シート】の『延べ面積』欄に記入した数値により、区分別に各事項が自動入力されます。

(ア) 建築物の熱負荷の低減に関する事項

⑦ BPI <<自動入力>>

- ・【その4-2シート】の記入内容から、当該区分の建築物の中で最も大きい（性能が低い）値が自動入力されます。

⑧ 基準に対する適合状況・誘導すべき基準に対する適合状況 <<自動入力>>

- ・【その4-2シート】の記入内容から、当該区分の基準への適合状況が自動入力されます。

	選択肢	条件
a	適合	当該区分の全ての建築物が基準に適合する場合
b	適合しない	当該区分で1棟でも基準に適合しない建築物がある場合

c	—	1棟も当該区分の建築物がない場合
---	---	------------------

(イ) 設備システムのエネルギー利用の低減に関する事項

⑨ 非住宅用途 BEI・非住宅用途 BEI (誘導基準) <<自動入力>>

・【その4-2シート】の記入内容から、当該区分の建築物の中で最も大きい(性能が低い)値が自動入力されます。

⑩ 基準に対する適合状況・誘導すべき基準に対する適合状況 <<自動入力>>

・【その4-2シート】の記入内容から、当該区分の基準への適合状況が自動入力されます。

	選択肢	条件
a	適合	当該区分の全ての建築物が基準に適合する場合
b	適合しない	当該区分で1棟でも基準に適合しない建築物がある場合
c	—	1棟も当該区分の建築物がない場合

(2) 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準に関する事項

中小規模特定建築物の区分	基準に対する適合状況	誘導すべき基準に対する適合状況
全ての建築物	—	—

⑪

⑪ 基準に対する適合状況・誘導すべき基準に対する適合状況 <<自動入力>>

・【その4-1シート】、【その4-2シート】及び【その5シート】の記入内容から、【その6シート】に設置状況や適合状況等が自動入力され、本シートにも基準への適合状況が自動入力されます。

	選択肢	条件
a	適合	【その6シート】の『再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況』及び『誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況』欄が「適合」の場合
b	適合しない	上記の欄が「適合しない」の場合
c	—	上記の欄が「—」の場合

(3) 電気自動車充電設備整備基準及び誘導すべき同基準に関する事項

中小規模特定建築物の区分	基準に対する適合状況	誘導すべき基準に対する適合状況
一戸建ての住宅	—	—
一戸建ての住宅以外	共同住宅	—
	住宅以外の用途	—

⑫



⑫ 基準に対する適合状況・誘導すべき基準に対する適合状況 <<自動入力>>

- ・充電設備整備基準は、一戸建ての住宅とそれ以外の建築物に分けて基準を定めており、【その4-1シート】及び【その4-2シート】の記入内容により、下表の区分別に各適合状況が自動入力されます。
- ・当該区分の全ての建築物が基準に適合する場合に「適合」、1棟でも基準に適合しない建築物がある場合に「適合しない」、1棟も当該区分の建築物がない場合は「-」と記入されます。

中小規模特定建築物の区分		記入内容
一戸建ての住宅		<b>【その4-1シート】</b> に記入された建築物の内、『住宅の区分』が以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・「戸建住宅（分譲）」</li> <li>・「戸建住宅（注文）」</li> <li>・「戸建住宅（その他）」</li> </ul>
一戸建ての住宅以外	共同住宅	<b>【その4-1シート】</b> に記入された建築物の内、『住宅の区分』が以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・「共同住宅（分譲）」</li> <li>・「共同住宅（賃貸）」</li> <li>・「共同住宅（その他）」</li> </ul>
	住宅以外の用途	<b>【その4-2シート】</b> に記入された建築物

## 【その3シート】

建築物等に係る環境への配慮のための措置を記載し、都が公表することで、環境配慮への積極的な取組を広くアピールすることができます。任意記載のシートであるため、記入は必須ではありません。

①

分野	区分	細区分	環境への配慮のための措置	
エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換	建築物の熱負荷の低減	建築物外皮の熱負荷抑制		
		再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの直接利用	
			再生可能エネルギーの変換利用	
	再生可能エネルギー電気受入れ			
	省エネルギーシステム	設備システムの高効率化		
	エネルギーマネジメント	最適運用のための予測、計測、表示等		
資源の適正利用	持続可能な低炭素資材等の利用	躯体材料における低炭素資材等の利用		
		躯体材料以外における低炭素資材等の利用		
		オゾン層の保護及び地球温暖化の抑制		
	建設に係る環境負荷低減への配慮	建設時CO <sub>2</sub> 排出量の把握・削減		
		建設副産物の有効利用及び適正処理		
	長寿命化等	維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保及び建設資材の再使用対策 躯体（く）体の劣化対策		
	持続可能な水の利用	水使用の合理化		
生物多様性の保全	水循環	雨水浸透		
	緑化	緑の確保、維持管理等		
気候変動への適応	ヒートアイランド対策	建築物等からの熱の影響の低減		
		E V及びP H V用充電設備の設置		
	自然災害への適応	自然災害リスクの軽減及び回避		
		自然災害発生時の対応力向上		

### ① 環境への配慮のための措置 《任意記入》

- 東京都建築物環境配慮指針別表第3の配慮すべき事項の欄に掲げる事項について、報告対象年度において新築等する中小規模特定建築物及び敷地において講じた措置の内容を、細区分ごとに記入してください。

(参考) 東京都建築物配慮指針 別表第3

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green\\_housing/regulations/#regulation](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green_housing/regulations/#regulation)

(参考) 措置の取組事例

東京都建築物環境報告書制度に関するガイドライン 第2章\_第6参照

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green\\_housing/contents#materials](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green_housing/contents#materials)

## 【その4-1シート】

住宅の用途の建築物について、1棟ごとに1行ずつ記載する必要があります。本シートに記入した内容により、他のシートに自動入力され、基準適合状況等が判断されます。

### (1) 住宅の用途

建物番号	管理番号	ア 建築物の概要						
		住宅名称	住宅の区分	所在地	区域の区分	延べ面積	確認済証発行日	建築物の引渡し等の状況

①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧

#### ① 建物番号 <<自動入力>>

- ・都の管理番号であり、②以降の列のいずれかの記入欄に記入すると、上の行から順に自動で付番されます。ファイル統合や行削除で番号が変化します。
- ・住宅用途と住宅以外の用途の複合用途の建築物である場合、【その4-2シート】の『関連建物番号(住宅)』欄に、本建物番号を記入することで、1棟の建築物として各基準の適合状況を判断します。

#### ② 管理番号・住宅名称 <<任意記入>>

- ・自社で管理している任意の番号や住宅名称を記載することができます。

#### ③ 住宅の区分 <<必須記入>>

- ・次に掲げる住宅の区分を選択してください。

	住宅の区分	該当例
a	戸建住宅(分譲)	建売戸建住宅
b	戸建住宅(注文)	注文戸建住宅
c	戸建住宅(その他)	a・b以外の戸建住宅
d	共同住宅(分譲)	分譲マンション等、分譲されている共同住宅
e	共同住宅(賃貸)	賃貸アパート等、賃貸されている共同住宅
f	共同住宅(その他)	d・e以外の共同住宅

#### ④ 所在地 <<必須記入>>

- ・当該建築物が存する区市町村を記入してください。

#### ⑤ 区域の区分 <<自動入力>>

- ・『所在地』欄の区市町村から、再エネ設置基準の算定における算定基準率の区域の区分(区分1~3)

が自動入力されます。

(参考) 算定基準率

東京都建築物環境報告書制度に関するガイドライン 第2章\_第4\_1 (8) 参照

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green\\_housing/contents#materials](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green_housing/contents#materials)

⑥ 延べ面積 <<必須記入>>

- ・確認済証における延べ面積を記入してください (小数点第二位まで)。
- ・1棟の建物に住宅以外の用途が併存する複合建築物の場合、建築物全体の延べ面積を記入してください。その1シートの延べ面積の合計欄には、本シートに記載の延べ面積が反映されます。
- ・同一敷地内に本棟の他に附属建物を新築する場合は、本棟 (1棟) のみの延べ面積を記入してください。

⑦ 確認済証発行日 <<必須記入>>

- ・確認済証の発行年月日を記入してください。

⑧ 建築物の引渡し等の状況 <<必須記入>>

- ・報告書提出時点における、当該建築物の引渡し状況 (引渡し済/引渡し前) を選択してください。

イ 省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準に関する事項				
(ア) 建築物の熱負荷の低減に関する事項				
外皮平均熱貫流率 (UA 値)	住宅仕様基準への適合	性能基準に対する適合状況	住宅誘導仕様基準への適合	誘導すべき基準に対する適合状況

⑨

⑩

⑪

⑨ 外皮平均熱貫流率 (UA 値) <<⑨又は⑩を必須記入>>

- ・建築物省エネ法の WEB プログラムで算出した UA 値 (小数点第二位まで) を記入してください。
- ・⑩の仕様基準への適合による場合は、空欄としてください。
- ・③『住宅の区分』が共同住宅の場合、全住戸の中で最も大きい (性能の低い) UA 値を記入してください。

⑩ 住宅仕様基準への適合・住宅誘導仕様基準への適合 <<⑨又は⑩を必須記入>>

- ・UA 値を算出せずに、建築物省エネ法の住宅仕様基準又は住宅誘導仕様基準への適合による場合は、以下の表のとおり選択してください。

- ・⑨の UA 値を算出する場合は、空欄としてください。

	『住宅仕様基準への適合』	『住宅誘導仕様基準への適合』
UA 値による場合	空欄とする	空欄とする
住宅仕様基準への適合による場合	「適合」を選択	「適合しない」を選択
住宅誘導仕様基準への適合による場合	「適合」を選択	「適合」を選択

⑪ 性能基準に対する適合状況・誘導すべき基準に対する適合状況 **《自動入力》**

- ・【その1シート】の『住宅トップランナー制度の対象区分』欄、【その4-1シート】の③『住宅の区分』欄、⑨⑩の記入内容から、各基準に適合する場合は「適合」、適合しない場合は「適合しない」と自動入力されます。

(イ) 設備システムのエネルギー利用の低減に関する事項									
基準一次エネルギー消費量	設計一次エネルギー消費量	住宅用途 BEI	住宅仕様基準への適合	性能基準に対する適合状況	誘導基準一次エネルギー消費量	誘導設計一次エネルギー消費量	住宅用途 BEI (誘導基準)	住宅誘導仕様基準への適合	誘導すべき基準に対する適合状況

⑫ 基準一次エネルギー消費量・設計一次エネルギー消費量 **《⑫又は⑭を必須記入》**

- ・建築物省エネ法の WEB プログラムで算出した一次エネルギー消費量（その他エネルギーを除く。小数点第一位まで）を記入してください。
- ・設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用効率化設備による削減量を含めて算定することができます。
- ・③『住宅の区分』が共同住宅の場合、住棟全体の一次エネルギー消費量について記入してください。ただし、共用部分の一次エネルギー消費量は算定に含めないことができます。
- ・⑭の仕様基準への適合による場合は、記入不要です。ただし、住宅トップランナー事業者が対象の区分の住宅を記入する場合（例：特定一戸建て建設工事業者が戸建住宅（注文）を記入する場合）、必須記入となります。

⑬ 住宅用途 BEI **《自動入力》**

- ・⑫の一次エネルギー消費量から算定し、自動入力されます（小数点第三位を切り上げ表示）。

⑭ 住宅仕様基準・住宅誘導仕様基準への適合 **《⑫又は⑭を必須記入》**

- ・一次エネルギー消費量を算出せず、建築物省エネ法の住宅仕様基準又は住宅誘導仕様基準への適合による場合は、以下の表のとおり選択してください。
- ・⑫の一次エネルギー消費量を算出する場合は記入不要です。

	『住宅仕様基準への適合』	『住宅誘導仕様基準への適合』
一次エネルギー消費量の算出による場合	空欄とする	空欄とする
住宅仕様基準への適合による場合	「適合」を選択	「適合しない」を選択
住宅誘導仕様基準への適合による場合	「適合」を選択	「適合」を選択

⑮ 性能基準・誘導すべき基準に対する適合状況 **《自動入力》**

- ・【その1シート】の『住宅トップランナー制度の対象区分』欄、【その4-1シート】の③『住宅の区分』欄、⑫⑭⑰の記入内容から、本制度の基準に適合する場合は「適合」、適合しない場合は「適合しない」と自動入力されます。
- ・この欄では、住宅トップランナー制度の対象となる事業者の場合も、当該住宅（1棟）が、当該住宅全体（平均）で達成すべき基準に適合しているかが自動入力されます。そのため、【その2シート】の適合状況と必ずしも一致するものではありません。

⑯ 誘導基準一次エネルギー消費量 **《自動入力》**

- ・⑫の基準一次エネルギー消費量と同値が自動入力されます。

⑰ 誘導設計一次エネルギー消費量 **《⑭未記入の場合、必須記入》**

- ・建築物省エネ法のWEBプログラムで算出した一次エネルギー消費量（その他エネルギー及び再エネを除く。小数点第一位まで）を記入してください。
- ・誘導設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用効率化設備による削減量を含めて算定することはできません（コージェネレーション設備に限り算定可）。
- ・③『住宅の区分』が共同住宅の場合、住棟全体の一次エネルギー消費量について記入してください。ただし、共用部分の一次エネルギー消費量は算定に含めないことができます。
- ・⑭の仕様基準への適合による場合は、記入不要です。ただし、住宅トップランナー事業者が対象の区分の住宅を記入する場合（例：特定一戸建て建設工事業者が戸建住宅（注文）を記入する場合）、必須記入となります。

⑱ 住宅用途 BEI（誘導基準） **《自動入力》**

- ・⑯⑰の一次エネルギー消費量から算定し、自動入力されます（小数点第三位を切り上げ表示）。

ウ 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準に関する事項								
基準算定から除く建築物						再エネ利用設備の設置容量		
該当有無	該当事項（該当有の場合）	南面等屋根の種類（1番目）	南面等屋根の水平投影面積（1番目）	南面等屋根の種類（2番目）	南面等屋根の水平投影面積（2番目）	太陽光発電設備	太陽熱を利用する設備	地中熱を利用する設備
⑱	⑳	㉑		㉒		㉓		

⑱ 該当有無 <<必須記入>>

- 再エネ設置基準算定から除く建築物の該当有無について、以下から選択してください。

	選択肢	備考
a	該当有	算定除外可能建築物に該当し、再エネ設置基準の算定から除く場合
b	該当無	算定除外可能建築物に該当するかによらず、再エネ設置基準の算定から除かない場合 ➤ 以降、⑳～㉒は記入不要です。

⑳ 該当事項（該当有の場合） <<算定から除く場合のみ記入>>

- ⑱で「該当有」を選択した場合、該当事項を以下から選択してください。

	選択肢	備考
a	屋根面積	屋根面積の要件（水平投影面積が20㎡未満等）に該当する場合
b	その他	その他の要件（法令により設置できない建築物）に該当する場合

㉑ 南面等屋根の種類・南面等屋根の水平投影面積（1番目） <<算定から除く場合のみ記入>>

- 南面等屋根の水平投影面積が1番目に大きい屋根について、以下の表のとおり、屋根の種類を選択し、水平投影面積（小数点第三位を四捨五入）を記入してください。

	屋根の種類	水平投影面積	備考
a	水平屋根	6分の5に補正する前の水平投影面積を記入（24㎡未満）	当該屋根の傾斜角が3°未満の場合
b	傾斜屋根	水平投影面積を記入（20㎡未満）	当該屋根の傾斜角が3°以上60°未満の場合

※全て北側屋根等で南面等屋根がない場合は、「傾斜屋根」を選択し、水平投影面積を「0㎡」としてください。

㉒ 南面等屋根の種類・南面等屋根の水平投影面積（2番目） <<算定から除く場合のみ記入>>

- 南面等屋根が複数ある場合は、水平投影面積が2番目に大きい屋根について、以下の表のとおり、屋根の種類を選択し、水平投影面積（小数点第三位を四捨五入）を記入してください。

	屋根の種類	水平投影面積	備考
a	水平屋根	6分の5に補正する前の	当該屋根の傾斜角が3°未満の場合

		水平投影面積を記入（12 m <sup>2</sup> 未満）	
b	傾斜屋根	水平投影面積を記入（10 m <sup>2</sup> 未満）	当該屋根の傾斜角が3°以上60°未満の場合

⑳ 再エネ利用設備の設置容量 <<必須記入>>

- ・再エネ利用設備ごとに、設置容量（kW）を記入してください。（小数点第三位を四捨五入）
- ・住宅用途と住宅以外の用途の複合用途の建築物である場合、発電等した再エネを使用する用途ごとのシートに設置容量を分けて記入してください。設置容量を分けて記入することが難しい場合は、全て住宅用途（その4-1シート）に記入してください。
- ・「太陽熱を利用する設備」または「地中熱を利用する設備」を設置する場合、「2kW」または個別に算定した再エネ設置量を記入してください。

（参考）太陽光発電設備以外の再エネ利用設備の設置

東京都建築物環境報告書制度に関するガイドライン 第2章\_第4\_3（2）参照

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green\\_housing/contents#materials](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green_housing/contents#materials)

エ 電気自動車充電設備整備基準及び誘導すべき同基準に関する事項								中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明の実施状況	自由入力欄（特定供給事業者用）
駐車施設の区画の有無	駐車施設の区画数	電気自動車充電設備の整備数				整備基準に対する適合状況	誘導すべき基準に対する適合状況		
		配管等	充電用コンセント及び普通充電設備	急速充電設備（左：区画/右：kW）	急速充電設備-区画相当	V2H			
⑳	㉑	㉒				㉓		㉔	㉕

㉑ 駐車施設の区画の有無 <<必須記入>>

- ・駐車施設の区画の有無について、以下から選択してください。
- ・住宅用途と住宅以外の用途の複合用途の建築物である場合、駐車区画数や充電設備の整備数は住宅以外の用途の分も含めて全て住宅用途【その4-1シート】に記入してください。【その4-2シート】では、「無」や充電設備の整備数を「0」と記入してください。

	選択肢	備考
a	有	駐車施設の区画が有る場合 ➤ ㉑の区画数も記入してください。
b	有（10区画未満）	（駐車施設の区画数の把握が困難な場合に限る） 区画数が1～9区画の場合 ➤ ㉑の区画数は空欄としてください。
c	無	駐車施設の区画が無い場合 ➤ ㉑の区画数は空欄としてください。㉒の各整備区画数は「0」を記入してください。

※駐車施設の区画がある場合は、原則として「有」を選択し、㉑の区画数を記入してください。ただし、整備基準適用となる10区画未満であることが明らかな場合等で、区画数の把握が困難な場合は、「有（10区画未満）」とすることも可能です。



※また、一戸建ての住宅以外の建築物において、誘導基準に適合する場合は、区画数が1区画から基準適合の判断が必要となるため、「有（10区画未満）」は選択せず、「有」を選択してください。

②⑤ 駐車施設の区画数 <<②④が「有」の場合、必須記入>>

- ・②④で「有」を選択した場合、駐車施設の区画数を記入してください。
- ・機械式立体駐車場等の基準を適用しない駐車施設については区画数に含める必要はありません。

(参考) 基準を適用しない駐車区画

東京都建築物環境報告書制度に関するガイドライン 第2章\_第5\_1 (1) 参照  
[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green\\_housing/contents#materials](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green_housing/contents#materials)

②⑥ 電気自動車充電設備の整備数 <<基準適用となる場合、必須記入>>

- ・②⑤の駐車施設の区画数の内、電気自動車充電設備を整備した区画数を、いずれかの充電設備等の種別欄に記入してください。また、整備しない種別欄については「0」を記入してください。
- ・配管等の欄は、配管等のみを整備する区画数を記入し、充電用コンセントや普通充電設備等を整備する区画数は、各種別の欄に記入し、配管等の欄には記入しないでください。
- ・急速充電設備は、左欄に区画数を、右欄に定格出力を記入してください（『急速充電設備 -区画相当』欄に、右欄の定格出力を6kWで割った値が自動入力され、その値を充電設備の整備区画数とみなします。）。

(参考) 充電設備の種類

東京都建築物環境報告書制度に関するガイドライン 第2章\_第5\_1 (2) 参照  
[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green\\_housing/contents#materials](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green_housing/contents#materials)

②⑦ 整備基準に対する適合状況・誘導すべき基準に対する適合状況 <<自動入力>>

- ・③及び②④～②⑥の記入内容から、下表のとおり整備基準の適合状況が自動入力されます。

適合状況	③『住宅の区分』	②④『駐車施設の区画の有無』	②⑤『駐車施設の区画数』	②⑥『電気自動車充電設備の整備数』
適合	「戸建住宅」	「有」	1区画以上	・全種別の合計が1区画以上
		「有（10区画未満）」		
	「共同住宅」	「有」	10区画以上	・全種別の合計が②⑤×20%以上かつ ・『配管等』以外の種別の合計が1区画以上
適合しない	「戸建住宅」	「有」	1区画以上	・全種別の合計が1区画未満
		「有（10区画未満）」		
	「共同住宅」	「有」	10区画以上	・全種別の合計が

				②⑤×20%未満 ・『配管等』以外の種別の合計が1区画未満
—	「戸建住宅」	「無」	—	—
	「共同住宅」	「有（10区画未満）」	—	—
		「無」		

・③及び②④～②⑥の記入内容から、下表のとおり誘導すべき基準の適合状況が自動入力されます。

適合状況	③『住宅の区分』	②④『駐車施設の区画の有無』	②⑤『駐車施設の区画数』	②⑥『電気自動車充電設備の整備数』
適合	「戸建住宅」	「有」	1区画以上	・『V2H』が1区画以上
		「有（10区画未満）」		
	「共同住宅」	「有」	1～4区画	・『V2H』が1区画以上
			5区画以上	・『V2H』が1区画以上かつ ・全種別の合計が②⑤×20%以上 ・全種別の合計が②⑤×50%以上かつ ・『配管等』以外の種別の合計が②⑤×20%以上
適合しない	「戸建住宅」	「有」	1区画以上	・『V2H』が1区画未満
		「有（10区画未満）」		
—	「共同住宅」	「有」	10区画以上	・全種別の合計が②⑤×20%未満 ・『配管等』以外の種別の合計が1区画未満
		「無」		—

②⑧ 中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明の実施状況 **《必須記入》**

- ・説明の実施状況について、下表から選択してください。
- ・【その4-2シート】と合わせ、全ての建築物が「実施済」、「実施予定」又は「対象外」の場合、【そ

の1シート】の実施状況が「適合する」に、1つでも「未実施」がある場合、【その1シート】の実施状況が「適合しない」になります。

	選択肢	実施状況
a	「実施済」	報告書提出時点で説明済の場合
b	「実施予定」	報告書提出時点で説明未だが、購入等の契約までに実施予定の場合
c	「未実施」	説明を実施しない場合 ※本制度では、説明することを義務付けているため、本選択肢の場合は義務基準不適合となります。
d	「対象外」	本制度施行前の令和7年3月までに購入等の契約を行う建築物で、説明を実施しない場合 ※本制度では、このような場合は説明義務の対象外としています。

②9 自由入力欄（特定供給事業者用） <<任意記入>>

- ・入力や管理に際し、自由に記入してください。

## 【その4-2シート】

住宅以外の用途の建築物について、1棟ごとに1行ずつ記載する必要があります。本シートに記入した内容により、他のシートに自動入力され、基準適合状況等が判断されます。

### (2) 住宅以外の用途

建物番号	管理番号	関連建物番号(住宅)	ア 建築物の概要						
			建物名称	主たる用途	所在地	区域の区分	延べ面積	確認済証発行日	建築物の引渡し等の状況

①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧

#### ① 建物番号 <<自動入力>>

・都の管理番号であり、右の列のいずれかの記入欄に記入すると、上の行から順に自動で付番されます。ファイル統合や行削除で番号が変化します。

#### ② 管理番号・関連建物番号(住宅)・建物名称 <<任意記入>>

- ・自社で管理している任意の番号や建物名称を記載することができます。
- ・住宅用途と住宅以外の用途の複合用途の建築物である場合、「関連建物番号(住宅)」欄に、【その4-1シート】に記入した住宅用途部分の建物番号を記入してください。「関連建物番号(住宅)」欄に建物番号が記入されている場合、当該番号の【その4-1シート】に記入された行と合わせて1棟と判断し、各基準の適合判断を行います。

#### ③ 主たる用途 <<必須記入>>

・当該建物の主たる用途を、建築物省エネ法における以下8つの用途から選択してください。

	主たる用途
a	事務所等
b	ホテル等
c	病院等
d	百貨店等
e	学校等
f	飲食等
g	集会所等
h	工場等

④ 所在地 <<必須記入>>

- ・当該建築物が存する区市町村を記入してください。

⑤ 区域の区分 <<自動入力>>

- ・所在地の区市町村から、再エネ設置基準の算定における「算定基準率」の区域の区分（区分1～3）が自動入力されます。

(参考) 算定基準率

東京都建築物環境報告書制度に関するガイドライン 第2章\_第4\_1 (8) 参照

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green\\_housing/contents#materials](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green_housing/contents#materials)

⑥ 延べ面積 <<必須記入>>

- ・確認済証における延べ面積を記入してください（小数点第二位まで）。
- ・1棟の建物に住宅の用途が併存する複合建築物の場合、建築物全体の延べ面積を記入してください。その1シート上の延べ面積の合計欄には、【その4-2シート】に記載の延べ面積が反映されます。
- ・同一敷地内に本棟の他に附属建物を新築する場合は、本棟（1棟）のみの延べ面積を記入してください。

⑦ 確認済証発行日 <<必須記入>>

- ・確認済証の発行年月日を記入してください。

⑧ 建築物の引渡し等の状況 <<必須記入>>

- ・報告書提出時点における、当該建築物の引渡し状況（引渡し済/引渡し前）を記入してください。

イ 省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準に関する事項										
(ア) 建築物の熱負荷の低減に関する事項			(イ) 設備システムのエネルギー利用の低減に関する事項							
BPI	性能基準に対する適合状況	誘導すべき基準に対する適合状況	基準一次エネルギー消費量	設計一次エネルギー消費量	非住宅用途 B E I	性能基準に対する適合状況	誘導基準一次エネルギー消費量	誘導設計一次エネルギー消費量	非住宅用途 B E I (誘導基準)	誘導すべき基準に対する適合状況

⑨ (BPI) | ⑩ (性能基準適合) | ⑪ (設計一次エネルギー消費量) | ⑬ (性能基準適合) | ⑭ (誘導基準一次エネルギー消費量) | ⑮ (誘導設計一次エネルギー消費量) | ⑯ (非住宅用途 B E I) | ⑰ (誘導設計一次エネルギー消費量) | ⑱ (非住宅用途 B E I) | ⑲ (誘導すべき基準適合)

⑨ BPI <<必須記入>>

- ・建築物省エネ法の WEB プログラムで算出した BPI を記入してください。
- ・工場等の用途で BPI の算定対象外である場合、空欄としてください。

⑩ 性能基準に対する適合状況・誘導すべき基準に対する適合状況 <<自動入力>>

- ・⑨の記入内容から、各基準に適合する場合は「適合」、適合しない場合は「適合しない」と自動入力されます。
- ・工場等の用途でBPI算定対象外である場合は、「－」と自動入力されます。

⑪ 基準一次エネルギー消費量・設計一次エネルギー消費量 <<任意記入>>

- ・建築物省エネ法のWEBプログラムで算出した一次エネルギー消費量（その他エネルギーを除く。小数点第一位まで）を記入してください。
- ・設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用効率化設備による削減量を含めて算定することができます。

⑫ 非住宅用途 BEI・非住宅用途 BEI（誘導基準） <<必須記入>>

- ・WEBプログラムの算定結果から、それぞれ以下の値を記入してください。
- ・非住宅用途 BEI：その他エネルギーを除く一次エネルギー消費量による BEI の値（「建築物エネルギー消費性能基準」の「設計 BEI」）
- ・非住宅用途 BEI（誘導基準）：その他エネルギー及び再エネを除く一次エネルギー消費量による BEI の値（「建築物エネルギー消費性能誘導基準」の「設計 BEI」）

⑬ 性能基準に対する適合状況 <<自動入力>>

- ・⑫「非住宅用途 BEI」の欄への記入内容から、本制度の基準に適合する場合は「適合」、適合しない場合は「適合しない」と自動入力されます。

⑭ 誘導基準一次エネルギー消費量 <<自動入力>>

- ・⑪の基準一次エネルギー消費量と同値が自動入力されます。

⑮ 誘導設計一次エネルギー消費量 <<任意記入>>

- ・建築物省エネ法のWEBプログラムで算出した一次エネルギー消費量（その他エネルギー及び再エネを除く。小数点第一位まで）を記入してください。
- ・誘導設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用効率化設備による削減量を含めて算定することはできません（コージェネレーション設備に限り算定可）。

⑯ 誘導すべき基準に対する適合状況 <<必須記入>>

- ・WEBプログラムの算定結果に表示される「建築物消費性能誘導基準の判定結果」を基に記入してください。
- ・判定結果が達成の場合「適合」を、非達成の場合「適合しない」を記入してください。

ウ 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準に関する事項

基準算定から除く建築物						再エネ利用設備の設置容量		
有無	該当事項（該当有の場合）	南面等屋根の種類（1番目）	南面等屋根の水平投影面積（1番目）	南面等屋根の種類（2番目）	南面等屋根の水平投影面積（2番目）	太陽光発電設備	太陽熱を利用する設備	地中熱を利用する設備

⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰

⑬ 該当有無 <<必須記入>>

・再エネ設置基準算定から除く建築物の該当有無について、以下から選択してください。

	選択肢	備考
a	該当有	算定除外可能建築物に該当し、再エネ設置基準の算定から除く場合
b	該当無	算定除外可能建築物に該当するかによらず、再エネ設置基準の算定から除かない場合 ➤以降、⑳～㉒は記入不要です。

⑭ 該当事項（該当有の場合） <<算定から除く場合のみ記入>>

・⑬で「該当有」を選択した場合、該当事項を以下から選択してください。

	選択肢	備考
a	屋根面積	屋根面積の要件（水平投影面積が20㎡未満等）に該当する場合
b	その他	その他の要件（法令により設置できない建築物）に該当する場合

⑮ 南面等屋根の種類・南面等屋根の水平投影面積（1番目） <<算定から除く場合のみ記入>>

・南面等屋根の水平投影面積が1番目に大きい屋根について、以下の表のとおり、屋根の種類を選択し、水平投影面積（小数点第三位を四捨五入）を記入してください。

	屋根の種類	水平投影面積	備考
a	水平屋根	6分の5に補正する前の水平投影面積を記入（24㎡未満）	当該屋根の傾斜角が3°未満の場合
b	傾斜屋根	水平投影面積を記入（20㎡未満）	当該屋根の傾斜角が3°以上60°未満の場合

※全て北側屋根等で南面等屋根がない場合は、「傾斜屋根」を選択し、水平投影面積を「0㎡」としてください。

⑯ 南面等屋根の種類・南面等屋根の水平投影面積（2番目） <<算定から除く場合のみ記入>>

・南面等屋根が複数ある場合は、水平投影面積が2番目に大きい屋根について、以下の表のとおり屋根の種類を選択し、水平投影面積（小数点第三位を四捨五入）を記入してください。

	屋根の種類	水平投影面積	備考
a	水平屋根	6分の5に補正する前の	当該屋根の傾斜角が3°未満の場合

		水平投影面積を記入（12 m <sup>2</sup> 未満）	
b	傾斜屋根	水平投影面積を記入（10 m <sup>2</sup> 未満）	当該屋根の傾斜角が3°以上60°未満の場合

⑳ 再エネ利用設備の設置容量 <<必須記入>>

- ・再エネ利用設備ごとに、設置容量（kW）を記入してください。（小数点第三位を四捨五入）
- ・住宅用途と住宅以外の用途の複合用途の建築物である場合、発電等した再エネを使用する用途ごとのシートに設置容量を分けて記入してください。設置容量を分けて記入することが難しい場合は、全て住宅用途（その4-1シート）に記入してください。
- ・「太陽熱を利用する設備」または「地中熱を利用する設備」を設置する場合、「2kW」または個別に算定した再エネ設置量を記入してください。

（参考）太陽光発電設備以外の再エネ利用設備の設置

東京都建築物環境報告書制度に関するガイドライン 第2章\_第4\_3（2）参照

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green\\_housing/contents#materials](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green_housing/contents#materials)

エ 電気自動車充電設備整備基準及び誘導すべき同基準に関する事項										オ 中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明の実施状況	自由入力欄（特定供給事業者用）
駐車施設の区画の有無	駐車施設の区画数	電気自動車充電設備の整備数					整備基準に対する適合状況	誘導すべき基準に対する適合状況			
		配管等	充電用コンセント及び普通充電設備	急速充電設備 (左：区画/右：kW)		急速充電設備-区画相当				V2H	
㉒	㉓	㉔					㉕		㉖	㉗	

㉑ 駐車施設の区画の有無 <<必須記入>>

- ・駐車施設の区画の有無について、以下から選択してください。
- ・住宅用途と住宅以外の用途の複合用途の建築物である場合、【その4-2シート】の㉑～㉔は全て「無」や「0」を記入し、駐車区画数や充電設備の整備数は全て住宅用途【その4-1シート】に記入してください。

	選択肢	備考
a	有	駐車施設の区画が有る場合 ➤ ㉓の区画数も記入してください。
b	有(10区画未満)	(駐車施設の区画数の把握が困難な場合に限る) 区画数が1～9区画の場合 ➤ ㉓の区画数は空欄としてください。
c	無	駐車施設の区画が無い場合 ➤ ㉓の区画数は空欄としてください。㉔の各整備区画数は「0」を記入してください。

※駐車施設の区画がある場合は、原則として「有」を選択し、㉓の区画数を記入してください。ただし、



整備基準適用となる 10 区画未満であることが明らかな場合等で、区画数の把握が困難な場合は、「有（10 区画未満）」とすることも可能です。

※また、誘導基準に適合する場合は、区画数が 1 区画から基準適合の判断が必要となるため、「有（10 区画未満）」は選択せず、「有」を選択してください。

⑳ 駐車施設の区画数 <<⑳が「有」の場合、必須記入>>

- ・⑳で「有」を選択した場合、駐車施設の区画数を記入してください。
- ・機械式立体駐車場等の基準を適用しない駐車施設については区画数に含める必要はありません。

(参考) 基準を適用しない駐車区画

東京都建築物環境報告書制度に関するガイドライン 第 2 章\_第 5\_1 (1) 参照

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green\\_housing/contents#materials](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green_housing/contents#materials)

㉑ 電気自動車充電設備の整備数 <<区画数が 10 以上の場合、必須記入>>

- ・㉑の駐車施設の区画数の内、電気自動車充電設備を整備した区画数を、いずれかの充電設備等の種別欄に記入してください。また、整備しない種別欄については「0」を記入してください。
- ・配管等の欄は、配管等のみを整備する区画数を記入し、充電用コンセントや普通充電設備等を整備する区画数は、各種別の欄に記入し、配管等の欄には記入しないでください。
- ・急速充電設備は、左欄に区画数を、右欄に定格出力を記入してください（「急速充電設備 -区画相当」欄に、右欄の定格出力を 6kW で割った値が自動入力され、その値を充電設備の整備区画数とみなします。）。

(参考) 充電設備の種類

東京都建築物環境報告書制度に関するガイドライン 第 2 章\_第 5\_1 (2) 参照

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green\\_housing/contents#materials](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green_housing/contents#materials)

㉒ 整備基準に対する適合状況・誘導すべき基準に対する適合状況 <<自動入力>>

- ・㉒～㉑の記入内容から、下表のとおり整備基準の適合状況が自動入力されます。

適合状況	㉑『駐車施設の区画の有無』	㉑『駐車施設の区画数』	㉑『電気自動車充電設備の整備数』
適合	「有」	10 区画以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全種別の合計が㉑×20%以上かつ</li> <li>・『配管等』以外の種別の合計が 1 区画以上</li> </ul>
適合しない	「有」	10 区画以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全種別の合計が㉑×20%未満</li> <li>・『配管等』以外の種別の合計が 1 区画未満</li> </ul>
—	「有（10 区画未満）」 「無」	—	—

- ③及び④～⑥の記入内容から、下表のとおり誘導すべき基準の適合状況が自動入力されます。

適合状況	④『駐車施設の区画の有無』	⑤『駐車施設の区画数』	⑥『電気自動車充電設備の整備数』
適合	「有」	1～4区画	・『V2H』が1区画以上
		5区画以上	・『V2H』が1区画以上 かつ ・全種別の合計が⑤×20%以上 かつ ・全種別の合計が⑤×50%以上 かつ ・『配管等』以外の種別の合計が⑤×20%以上
適合しない	「有」	10区画以上	・全種別の合計が⑤×20%未満 ・『配管等』以外の種別の合計が1区画未満
—	「有（10区画未満）」 「無」	—	—

⑥ 中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明の実施状況 **《必須記入》**

- 説明の実施状況について、下表から選択してください。
- 【その4-1シート】と合わせ、全ての建築物が「実施済」、「実施予定」又は「対象外」の場合、【その1シート】の実施状況が「適合する」に、1つでも「未実施」がある場合、【その1シート】の実施状況が「適合しない」になります。

	選択肢	実施状況
a	「実施済」	報告書提出時点で説明済の場合
b	「実施予定」	報告書提出時点で説明未だが、購入等の契約までに実施予定の場合
c	「未実施」	説明を実施しない場合 ※本制度では、説明することを義務付けているため、本選択肢の場合は義務基準不適合となります。
d	「対象外」	本制度施行前の令和7年3月までに購入等の契約を行う建築物で、説明を実施しない場合 ※本制度では、このような場合は説明義務の対象外としています。

⑦ 自由入力欄（特定供給事業者用） **《任意記入》**

- 入力や管理に際し、自由に記入してください。

## 【その5シート】

本シートには、既存建築物等における再生可能エネルギー利用設備の新設状況を記入してください。既存建築物への設置がない場合や、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準における設置容量に既存建築物への設置容量を計上しない場合は、記入不要です。

建物番号	管理番号	建物名称	建物の区分	所在地	再生可能エネルギー利用設備の新設容量			既存建築物の引渡し等に関する事項	再エネ利用設備の設置に関する事項	自由入力欄（特定供給事業者用）
					太陽光発電設備	太陽熱を利用する設備	地中熱を利用する設備			

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧

### ① 建物番号 <<自動入力>>

・都の管理番号であり、右の列のいずれかの記入欄に記入すると、上の行から順に自動で付番されます。ファイル統合や行削除で番号が変化します。

### ② 管理番号・建物名称 <<任意記入>>

・自社で管理している任意の番号や建物名称を記載することができます。

### ③ 建物の区分 <<必須記入>>

・「戸建住宅」、「共同住宅」、「非住宅」のいずれかを選択してください。

### ④ 所在地 <<必須記入>>

・当該建築物が存する区市町村を記入してください。

### ⑤ 再生可能エネルギー利用設備の新設容量 <<必須記入>>

・再エネ利用設備ごとに、設置容量（kW）を記入してください。  
・小数点第三位を四捨五入してください。

### ⑥ 既存建築物の引渡し等に関する事項 <<必須記入>>

・当該建築物の引渡し年月日を記入してください。

### ⑦ 再エネ利用設備の設置に関する事項 <<必須記入>>

・再エネ利用設備の新設した年月日を記入してください。

### ⑧ 自由入力欄（特定供給事業者用） <<任意記入>>

・入力や管理に際し、自由に記入してください。

## 【その6シート】

本シートは、【その4-1シート】、【その4-2シート】及び【その5シート】に入力された内容から、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準の適合状況等について自動入力されます。

(1) 区域の区分ごとの算定基準率を用いる場合と、(2) 一律の算定基準率を用いる場合の2通りの基準量等が自動入力されますが、【その4-1シート】及び【その4-2シート】の所在地欄に記入した区市町村から(1)(2)ともに自動算定され、(1)の基準値の方が低く計算されるため、特段の支障がなければ(1)の入力内容をご確認ください。

(1) 区域の区分ごとの算定基準率を用いる場合の基準

区域の区分	算定基準率	分譲戸建住宅			分譲戸建住宅以外の建築物			再生可能エネルギー利用設備設置基準	誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準	既存建築物等への新設における上限量
		新たに建設し、又は新築しようとした棟数	基準の算定から除く建築物の棟数	設置可能棟数	新たに建設し、又は新築しようとした棟数	基準の算定から除く建築物の棟数	設置可能棟数			
1	0.3	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	—	—	—
2	0.7	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	—	—	—
3	0.85	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	0kW	0kW	0kW

(2) 一律の算定基準率を用いる場合の基準

区域の区分	算定基準率	分譲戸建住宅			分譲戸建住宅以外の建築物			再生可能エネルギー利用設備設置基準	誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準	既存建築物等への新設における上限量
		新たに建設し、又は新築しようとした棟数	基準の算定から除く建築物の棟数	設置可能棟数	新たに建設し、又は新築しようとした棟数	基準の算定から除く建築物の棟数	設置可能棟数			
全区域	0.85	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0kW	0kW	0kW

①
②
③
④

### ① 分譲戸建住宅・分譲戸建住宅以外の建築物 ≪自動入力≫

- ・【その4-1シート】及び【その4-2シート】の記入内容から、区域の区分ごとの棟数が自動入力されます。
- ・誘導すべき基準における棟当たり基準量を、分譲戸建住宅は4kW、それ以外の建築物は5kWと分けて設定しているため、分譲戸建住宅のみ分けて入力されます。

	記入欄	記入内容
a	『新たに建設し、又は新築しようとした棟数』	【その4-1シート】及び【その4-2シート】に記入した全ての建築物の棟数が自動入力されます。
b	『基準の算定から除く建築物の棟数』	【その4-1シート】及び【その4-2シート】の『基準算定から除く建築物の該当有無』欄を「該当有」とした建築物の棟数が自動入力されます。
c	『設置可能棟数』	上記 a-b の棟数が自動入力されます。

### ② 再生可能エネルギー利用設備設置基準 ≪自動入力≫

- ・設置可能棟数に区別の算定基準率と、棟当たり基準量2kWを掛けた値が自動入力されます。

### ③ 誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準 ≪自動入力≫

- ・②の再エネ設置基準について、棟当たり基準量を5kW(分譲戸建住宅は4kW)として算出した値が自動入力されます。

④ 既存建築物等への新設における上限量 <<自動入力>>

- ・上限量（②で算定した再エネ設置基準の2割）が自動入力されます。

(3) 基準に対する適合状況等		
再生可能エネルギー利用設備設置基準		kW ⑤
誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準		kW
中小規模特定建築物等における設置容量		kW ⑥
中小規模特定建築物等における設置容量が基準に対して不足する量		kW ⑦
中小規模特定建築物等における設置容量が誘導すべき基準に対して不足する量		kW
既存建築物等における新設容量（上限量まで）		kW ⑧
既存建築物等における新設容量（新設した全量）		kW ⑨
再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況（※）		⑩
誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況（※）		⑪

⑤ 再生可能エネルギー利用設備設置基準・誘導すべき同基準 <<自動入力>>

- ・②③で算出された設置基準が自動入力されます。

⑥ 中小規模特定建築物等における設置容量 <<自動入力>>

- ・【その4-1シート】及び【その4-2シート】の記入内容から、報告対象年度に新築等する建築物に設置した再エネ利用設備の設置容量を合計した値が自動入力されます。（【その5シート】の既存建築物への新設分は含みません。）

⑦ 中小規模特定建築物等における設置容量が基準・誘導すべき基準に対して不足する量 <<自動入力>>

- ・⑤の設置基準と⑥の設置容量の差が自動入力されます。
- ・⑥の設置容量が⑤の設置基準を上回る場合は、マイナスにはならず0になります。

⑧ 既存建築物等における新設容量（上限量まで） <<自動入力>>

- ・【その5シート】の入力内容から、報告対象年度に既存建築物等に新設した再エネ利用設備の設置容量を合計した値が自動入力されます。
- ・設置容量の合計が、④既存建築物等への新設における上限量（基準の2割）を超える場合、上限量が自動入力されます。

⑨ 既存建築物等における新設容量（新設した全量） <<自動入力>>

- ・【その5シート】の入力内容から、報告対象年度に既存建築物等に新設した再エネ利用設備の設置容量を合計した値が自動入力されます。

⑩ 再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況 <<自動入力>>

- ・⑥と⑧の設置容量の合計が⑤の基準以上の場合に「適合」、下回る場合に「適合しない」と自動入力されます。

⑪ 誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況 **《自動入力》**

- ・⑥と⑨の設置容量の合計が⑤の基準以上の場合に「適合」、下回る場合に「適合しない」と自動入力されます。